東京都公安委員会告示第 ３０７３ 号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月 ２６ 日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

１　聴聞の期日

令 和　８ 年 １２ 月 １１ 日 午前　９ 時 ３０ 分　開 始

２　聴聞の場所

品川区東大井一丁目１２番５号

警視庁運転免許本部　聴聞会場